

第2章 インドネシアの戦略的ヘッジングと南シナ海

イース・ジンダルサ¹

序論

南シナ海問題に対するインドネシアの見解とアプローチは、近年ますます複雑化している。2010年7月、インドネシア政府は国際連合に書簡を送り、南シナ海問題における同国の立場を明確にした。この書簡は、2009年に中国が根拠の曖昧な九段線地図を添付した文書を国連の大陸棚限界委員会に提出したことの応答として発出されたものだが、この流れは数カ月前の南シナ海における中国の軍事的行動にも関係していた。中国の主張に関して、書簡には次のように記述されている。

「これらの破線の法的根拠、線引きの方法、および位置づけについて明確な説明は一切ない。これらの破線は、南シナ海諸水域にある様々な係争中の小地形物の海域であるように見える……[しかし]南シナ海のこれらの遠隔の、あるいは極めて小さな地形物は、それ自体の排他的経済水域または大陸棚を有するに値しない……[したがって]いわゆる「九段線地図」は……明らかに国際法上の根拠を欠いており、1982年 UNCLOS を覆すものに等しい²

この書簡は権利を主張しない中立的な立場を維持しながらも、係争中の海域における中国の主張を拒否するインドネシアの姿勢を明確に示している。この立場は、中国と東南アジア諸国連合 (ASEAN) の4加盟国が関与する地域紛争に関するインドネシアの利益の4つの主な側面に基づくものと言える。すなわち、インド

¹ 戦略国際問題研究センター (CSIS、ジャカルタ) 政治・国際関係部研究員。

² Government of Indonesia, “Note by Permanent Mission of the Republic of Indonesia to the United Nations,” (8 July 2010), http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/mysvnm33_09/idn_2010re_mys_vnm_e.pdf, accessed on 15 July 2017.

ネシアの群島国家としての立場、経済的利益、周辺域の安定に関する懸念、そして東アジアの地域秩序の変化というより広い文脈における平和への願望である。

本稿では、この4つの関連する国益が、南シナ海問題に関するインドネシアの「ヘッジ戦略」を牽引してきたことを論じる。この戦略的アプローチは、同国のASEAN中心の地域外交とフラッシュポイント（紛争発火点）に基づく防衛政策に表れている。この観点から、まず、南シナ海に関するインドネシアの見解と多面的利益について概説する。次に、係争中の海域における最近の不安定化事態を概観する。最後に、緊張の緩和と突発的な海上紛争の軽減を目的としたインドネシアの政策対応について考察する。

インドネシアの多面的利益

インドネシア政府は、「群島国家」原則を海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)のもとで認めてもらうために、何十年にもわたって懸命に努力してきた。UNCLOSの重要な要素の一つは、インドネシアの最も外側にある島の最も外側の地点を結ぶ直線基線を引くことができる点である。12海里までの領海、24海里までの接続水域、200海里までの排他的経済水域(EEZ)および大陸縁辺部の外縁までの大陸棚は、すべてこの基線から測られる。

この意味において、南シナ海の領域権主張は、インドネシアの群島国家としての資格と国境主権に課題を突きつけるおそれがある。特に、中国の九段線地図についての一つの解釈によれば、中国政府の拡張的な領域区分には、インドネシア政府が権利を主張するナトゥナ諸島の周辺水域が含まれる可能性がある。ジョコ・“ジョコウィ”・ウィドド大統領は先頃、2010年の国連事務総長宛て外交書簡の内容を踏まえ、中国の主張は国際法上の法的根拠を欠くと重ねて主張した³。

未画定の境界は、インドネシアの外交・防衛政策当局にとって重要な懸念となってきた。インドネシアにおける南シナ海関連の最も初期の問題の一つには、

³ 次を参照。“Indonesian President Says China’s Main Claim in South China Sea Has No Legal Basis,” *Reuters* (23 March 2015).

マレーシアおよびベトナムとの大陸棚境界を画定するための取り組みがあった⁴。2003年にベトナムとの間で、係争中の海域に最も近い区域に関して合意したほかには、マレーシアとの間で1969年以降、15の座標のみが合意に達している⁵。現在、排他的経済水域に関する二国間交渉が引き続き進行中である。しかし、最近の世論調査によれば、回答したインドネシア国民の25%が、境界侵犯と軍事的侵略を国家主権に対する主な脅威と考えている⁶。したがって、領域保全是インドネシア現政権の最優先課題となっている。

南シナ海問題に関するインドネシアの懸念は、国の経済的利益とエネルギー安全保障も反映している。ナトゥナ海域には、マレー半島東岸と北カリマンタン州の間に約300の小島や環礁が連なっている。この海域の海底下にはかなりの量の天然ガスが埋蔵されていると考えられており、埋蔵量全体の総ポテンシャルは200兆立方フィートを超えると推定されている。ただし、その70%は二酸化炭素であるため、総可採埋蔵量は46兆立方フィート前後になる(石油の8兆3,830億バレル、1バレル当たり75米ドルとして628兆7,250億米ドルに相当)⁷。インドネシア政府は、国内総埋蔵量の約40%を占める沖合ガス田を、ナトゥナ海Dアルファ鉱区を含めて、国のエネルギー安全保障における重要領域に分類している。

さらに、ナトゥナ海域は海洋資源が豊かなことでも知られる。ある研究では、南シナ海における総漁獲量は1995年の42.5万トンから1999年には334万トンまで増加したと推定している⁸。より最近の研究でも、東南アジアの漁業就業者数は約1000万人で、係争中の海域だけで年間漁獲量は500万トンに及び、世

⁴ Hashim Djalal, *Indonesia and the Law of the Sea* (Jakarta: Centre for Strategic and International Studies, 1995), p. 379.

⁵ 次を参照。“Upaya Diplomasi Menyelesaikan Sengketa Perbatasan,” *Tabloid Diplomasi* (15 September 2010).

⁶ 次を参照。Alexandra Retno Wulan, “Transformasi Militer,” in Shafiah Muhibat, *Untuk Indonesia 2014-019: Agenda Sosial, Politik dan Keamanan* (Jakarta: CSIS, 2014), p. 152.

⁷ 次を参照。Syamsu Dam, *Politik Kelautan* (Jakarta: Bumi Aksara, 2010), p. 128.

⁸ Kuenchen Fu, “Regional Cooperation for Conservation and Management of Fishery Resources in the South China Sea,” in John Wong, Keyuan Zou, and Zeng Huaqun (eds), *China-ASEAN Relations: Economic and Legal Dimensions* (Hackensack: World Scientific, 2006), pp. 220-221.

界の総漁獲量の10%を占めるとしている⁹。しかし、地域内の魚類資源の枯渇から、外国の漁業船団がインドネシア領海に侵入するようになり、将来的な海上事故発生の可能性が高まっている。

南シナ海をめぐる長年続く論争を、インドネシア政府は境界と海洋安全保障との関連において考えるようになっていく。インドネシアの境界管理の概要をまとめた公式文書によれば、同国には、ナトゥナ諸島周辺の排他的経済水域に関するマレーシアおよびベトナムとの境界を含めて、10カ国との間に未画定の海上境界線がある¹⁰。インドネシア国防省が最近発表した2つの文書でも、係争中の海域内の中国とASEAN諸国との重複請求区域は、依然として地域内で最重要の潜在的フラッシュポイントの一部であると指摘されている¹¹。

境界での治安維持に関連する問題には、違法漁業、武器取引、海上通商路の脆弱性などがある。海洋水産省によれば、ナトゥナ海域は現在も違法・無規制・無報告の漁業の影響を最も受けやすい区域であり、このためにインドネシアは年間何十億ドルもの拠出を強いられている¹²。漁船が武装している場合や、国の軍事アセットにより護衛されている場合、あるいは武器密輸に関与している場合は、安全保障上の懸念も生じる。過去10年に南シナ海地域やインドネシア領海で武装強盗や海賊行為が増加したことも、国内や地域内の懸念要因となっている。アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センターの年次報告に基づけば、2014年には南シナ海で商船が実際に襲われた事例が40件あり、過去10年間で最多となった¹³。

⁹ Chris Rahman dan Martin Tsamenyi, "A Strategic Perspective on Security and Naval Issues in the South China Sea," *Ocean Development and International Law*, Vol. 41, No. 3 (2010), p. 319.

¹⁰ 次を参照。National Agency for Border Management (BNPP) Regulation No. 1/2015 on Blueprint of State Border Management, pp. 154-155.

¹¹ 次を参照。The Ministry of Defense, *Strategi Pertahanan Negara* (Jakarta: 2015), p. 19; The Ministry of Defense, *Buku Putih Pertahanan Indonesia* (Jakarta: 2015), p. 6-7.

¹² 次を参照。"Indonesia Declares War on Illegal Foreign Fishing Boats," *The Jakarta Globe* (18 November 2014).

¹³ 次を参照。Annual Report: Piracy and Armed Robbery Against Ships in Asia (Singapore: ReCAAP Information Sharing Centre, 2009), p.10; Annual Report: Piracy and Armed Robbery Against Ships in Asia (Singapore: ReCAAP Information Sharing Centre, 2008),

さらに、南シナ海における緊張の長期化や武力衝突は、インドネシアが切望する東アジアの地域安全保障と地政的安定を破綻させるおそれがある。独裁体制時代とは異なり、現在の文民・軍事指導者らは中国を「脅威」ではなく「課題」とみなす傾向にある。しかしながら、彼らが考える安全保障上の懸念の实质は、こと南シナ海の問題に関しては大きく変わっていない。その意味で海洋論争は、中国の地域内での台頭と、インドネシアの中国との二国間の「包括的・戦略的パートナーシップ」の試金石となる¹⁴。

また、インドネシアの懸念の核心にあるのは、南シナ海、特にスプラトリー諸島をめぐる情勢が、ASEANの統合と結束、さらには紛争の平和的解決に関するいわゆる「ASEAN Way」に及ぼす影響である¹⁵。ある面では、南シナ海における各国の重複請求の存在により、この問題は東南アジアの権利主張国（フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム）を分断する場合がある。他方、ASEANの中国への関与の仕方をめぐり、ASEANの権利主張国と非主張国（インドネシア、シンガポール、タイ、カンボジア、ミャンマーなど）の間にも亀裂を生じさせる。

このことは、インドネシアの戦略的環境全体と、指導層の主張と信頼性に影響を与える。一方では、インドネシア政府はASEANとその関連制度（東アジアサミット、ASEAN地域フォーラムなど）を、地域内の大国に関与し平衡を保つための重要な手段とみなしている。他方、インドネシアの防衛計画当局も、地域機関を「友好による安全保障の盾」、すなわち、広大な群島を地域外から生じうる脅威から守る「防疫線」と考えている。東南アジアのパートナー国間の結束を維持するためのインドネシアの努力にもかかわらず、スプラトリー諸島における近年の展開は地域の安全保障と安定に深刻な課題を突きつけている。

p. 12; Annual Report: Piracy and Armed Robbery Against Ships in Asia (Singapore: ReCAAP Information Sharing Centre, 2016) p. 11.

¹⁴ Evan Laksmana, "Is China Failing SE Asia's Litmus Test?," *The Jakarta Post* (10 June 2010).

¹⁵ Munmun Majumdar, "Conflict Management of the Spratlys in the South China Sea: The ASEAN Way," *The Indonesian Quarterly*, Vol. 38, No. 1 (2010), p. 124.

近年の不安定化事態

2002年にASEAN・中国間の「関係国の行動宣言 (DoC)」が発表された後は比較的平穏な時期が続いたが、近年の一連の事件により、海洋論争は再び地域情勢における関心事となっている。例えば、2009年には海南島近くで米海軍の音響観測艦インベッカブルが5隻の中国船に妨害を受けた。2010年半ばには中国が一方向的に南シナ海での漁業を禁止し、この海域を同国の「核心的利益」と宣言した。2012年にはスカボロー礁の封鎖事件が発生、2014年にはベトナムが自国の排他的経済水域と主張する海域に、中国が探査掘削を行うため巨大石油掘削装置 HD-981を持ち込んだ¹⁶。

南シナ海で近い将来に武力紛争が発生する見込みは依然として低いが、ささいな一方的措置が地域秩序の安定に長期的な影響を及ぼすことはありうる。米国の軍事評論家ロバート・ハディックによれば、係争中の水域での事件は、「開戦原因にはならないほどのささいな行動が少しずつ積み重なり、やがて重大な戦略的変化が生じる」という「サラミスライジング」の過程を示している可能性がある¹⁷。南シナ海の戦略地政学的な意義と複雑さを考えれば、権利主張国が自国の主張を強化するのに必要ならば、軍事アセットの活用も含めたいかなる手段も辞さない考えであったとしても、驚くに当たらない。

スプラトリー諸島における「陸地化」活動は、南シナ海問題に重大な影響をもたらすと考えられる。2013年半ば以降、中国はスプラトリー諸島の中で、ファイアリークロス礁 (中国名: 永暑礁)、ジョンソン南礁 (赤瓜礁)、クアテロン礁 (華陽礁)、ヒューズ礁 (東門礁)、ガベン礁 (南薫礁)、ミスターフ礁 (美濟礁)、スピ礁 (渚碧礁) など、自らが実効支配する小地形の埋立を進めている。東南アジアの権利主張国も埋立を行った例はあるが、中国は海上監視用の関連施設の建設を意図して各礁に人工島を造成している。新たな人工島で滑走路、埠頭、

¹⁶ これらの事件の詳細については、例えば以下の文献に記述がある。“Carps among the Spratlys,” *The Economist* (10 March 2011); “Scarborough Affair: Philippines and China in Sovereignty Deadlock,” *Jane’s Intelligence Review* (1 July 2012); “Vietnam Warns China over Oil Rig Activities,” *The Jakarta Post* (20 January 2016).

¹⁷ Robert Haddick, “Salami Slicing in the South China Sea,” *Foreign Policy* (3 August 2012).

高層建造物、監視システムなどの戦略的インフラを運用できるようになれば、中国政府はスプラトリー諸島を通過するすべての航行を統制する能力を備えることになる。したがって、中国のこの大規模な浚渫工事は、係争中の海域における足場の拡大と戦力投射能力の向上への野心の表れなのである¹⁸。

中国の人工島建設に関する報道が注目を集めるなか、2015年の間は南シナ海情勢は比較的安定していた。中国政府が域内諸国との緊張を緩和しようとしている兆しが見られた。例えば2015年11月12日、中国外交部報道官は、中国はナトゥナ諸島に対するインドネシアの主権に反対しないとする立場を公式声明で初めて示した¹⁹。中国政府は正式に同諸島に係る権利を主張したことはないが、インドネシア政府は九段線がナトゥナ諸島沖の200海里排他的経済水域と重複する区域で相次ぐ事件に懸念を抱いていた。

こうした軟化戦術をとってはいても、人工島建設が中国の強硬姿勢の新たな段階の前触れとなる可能性は残っている。スプラトリー諸島の島礁のほとんどがいずれかの権利主張国に占拠または支配されている現状からして、今後「占拠」が行われるとすれば、海域に係るものである見込みが大きい。ある地域のアナリストによれば、フィリピン沿岸沖のリード堆（礼楽灘）、ボルネオ島のマレーシア領沿岸沖のジェームズ礁およびルコニア礁、ベトナム沿岸沖のバンガード堆（万安灘）の3カ所が特にリスクが大きい。これらはいずれも石油やガスの埋蔵量が豊富で、ジャッキアップ式石油掘削装置やそれに類する機材を容易に設置できる浅海域である²⁰。

2016年には、インドネシアと中国の間で違法漁業をめぐる重大事件が起きた。同年3月19日、インドネシアが権利を主張するナトゥナ諸島付近の水域で密漁をし

¹⁸ 例えば次を参照。James Hardy, "Sands of Time: China's 'Salami Slicing' in the South China Sea," *Jane's Intelligence Review* (1 August 2014); Ian Storey, "China's Terraforming in the Spratlys: A Game Changes in the South China Sea," *ISEAS Perspective*, No. 9 (23 June 2015).

¹⁹ 次を参照。"Foreign Ministry Spokesperson Hong Lei's Regular Press Conference on November 12, 2015," http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/xwfw_665399/s2510_665401/t1314306.shtml. Accessed on 15 July 2017.

²⁰ Bill Hayton, "Rivals Prepare for South China Sea Adjudication," *Jane's Intelligence Review* (1 March 2016).

ていた漁船「桂北漁 10078」を、同国の沿岸警備艇が拿捕し、乗っていた漁民 8 人を捕らえた。ところが、そこへ中国の沿岸警備艇が接近し、曳航されていた漁船に体当たりしたため、インドネシア側は漁船を放棄せざるを得なかった。その後、漁船に中国の沿岸警備隊員が乗り込み、中国方面へ航行していった²¹。この事件は、インドネシアと中国の海洋当局間で生じた近年で最も深刻な衝突である。

2016年3月20日、インドネシアのルトノ・マルスディ外相は中国のジャカルタ駐在の代理公使を呼び出し、ナトゥナ諸島近海で中国沿岸警備隊がとった措置に抗議する外交文書を渡した²²。スシ・プジラストゥティ海洋水産相も、この事件を国際裁判所に提訴する可能性を示唆する一方、政府として中国漁民 8 人を違法漁業の疑いで起訴すると発表した²³。中国船によるナトゥナ諸島周辺の排他的経済水域の侵犯が疑われる事件について、インドネシアの高位高官が公式声明を行ったのがこれが初めてである。これに対し中国政府は、漁民らはインドネシア沿岸警備隊に拘束されたとき、「従来の漁場」で操業していたとして、インドネシア政府に 8 人の釈放を求めた²⁴。

2014年のジョコウィ大統領就任以降、海洋水産省は違法漁業の取り締まりにおいて 150 隻以上の船を沈没させているが、中国船はそのうち 1 隻のみである²⁵。これまでインドネシア政府は、自らは権利主張国ではない南シナ海をめぐる領域紛争に引きずり込まれたくないという考えから、中国による領水侵犯の疑いについては重要視しないよう努めてきた。二国間防衛関係の深化という、より広い背景はあるものの、インドネシアの昨今の公式発言や中国漁民を起訴する方針

²¹ 次を参照。“Indonesia’s Discloses Further Details of Ramming Incident with China Coast Guard Vessel,” *Jane’s Defence Weekly* (23 March 2016).

²² 次を参照。“Indonesia Protests against China in South China Sea Fishing Dispute,” *The Jakarta Post* (21 March 2016).

²³ 次を参照。“RI-China Sea Spat Continues,” *The Jakarta Post* (22 March 2016).

²⁴ 次を参照。“Foreign Ministry Spokesperson Hua Chunying’s Regular Press Conference on March 21, 2016,” available at http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/xwfw_665399/s2510_665401/t1349416.shtml. Accessed on 29 July 2016.

²⁵ 次を参照。Iis Gindarsah, “Indonesia’s Security Review: Complex but Stable,” in Eiichi Katahara (Ed.), *Security Outlook of the Asia Pacific Countries and Its Implications for the Defense Sector* (Tokyo: NIDS, 2016), p. 13.

は、ジョコウィ政権がより強硬な姿勢で領域侵犯に対抗しようとしていること示している²⁶。

南シナ海におけるインドネシアの戦略的ヘッジング

南シナ海における幅広い利権を踏まえ、インドネシア政府は国家安全保障と地域の安定の維持を目的としたヘッジ戦略をとっているようである。インドネシアは係争中の海域にある領有権主張国間の「信頼構築」に関する地獄的取り組みの最前線に立ってきており、その一部は成果に結びついている。インドネシアは南シナ海における行動規範の草案作成の基礎として、相互信頼の促進、紛争防止、海上事故のリスク軽減に加えて、早期収獲措置を通じた有益な環境の創出という、いわゆる「3+1フォーミュラ」を提案した²⁷。最近では、ウイド大統領がインドネシアの中立的な立場を再確認し、多国間論争の解決において「誠実な仲介者」としての役割を担いたいと表明した²⁸。

しかしながら、インドネシアの願望と役割にとっての最大の課題は、東南アジア諸国の間には多様な視点があり、南シナ海問題に関する懸念やアプローチが国によってそれぞれ異なることである。2012年に起きた先例のない外交面での挫折は、多国間論争におけるASEAN加盟国の統合の脆弱さについての貴重な教訓であった²⁹。ASEANの合意形成型外交を考えれば、インドネシア政府にとって、基本的立場の範囲を超えた具体的な和平条件について合意することは、不可能ではないとしても困難である。2015年のASEANサミットで地域の首脳らは、埋立活動が南シナ海における「信頼と信用を損なっている」ことに「深刻な懸念」を表明した³⁰。ただし、この地獄的懸念の源として中国を名指しするのは避けたことか

²⁶ 次を参照。“Indonesia’s Detention of Chinese Fishermen in the Natuna Islands Signifies More Assertive South China Sea Policy,” *Jane’s Defence Weekly* (24 March 2016).

²⁷ 次を参照。The Ministry of Foreign Affairs, *Laporan Kinerja Kementerian Luar Negeri Tahun 2016: Matriks Informasi Kerja* (Jakarta: 2016).

²⁸ 次を参照。“Jokowi Clarifies Indonesia Still Neutral in the South China Sea,” *Jakarta Globe* (5 March 2015).

²⁹ 次を参照。“South China Sea Tensions Divide ASEAN,” *Jane’s Intelligence Weekly* (25 July 2012).

³⁰ 次を参照。“ASEAN Leaders Express ‘Concern’ over South China Sea Island Building,” *Jane’s*

ら、それ以上の外交関係の悪化を恐れたことがうかがえる。

さらに最近では、仲裁裁判所の判断が係争中の海域をめぐる劇的な展開をもたらした。仲裁判断の中で特に顕著な2つの要素は、定義の曖昧な九段線内の海域に対して中国が主張する「歴史的権利」を無効とした判断と、南沙諸島内の地形はいずれも UNCLOS の定義による「島」ではなく、したがってその周辺は排他的経済水域に当たらないとされたことである³¹。この手続はフィリピンが起こしたものであり、法的に拘束されるのはフィリピン政府と中国政府のみであるが、他の諸国も恩恵を受ける可能性がある。例えば、ナトゥナ諸島東方のいくつかのガス田候補地に対するインドネシアの権益主張は、この仲裁判断によって大きく強化された。2017年7月14日、インドネシア政府は同国の領土・領海に対する主権をあらためて主張する新しい公式地図を発行し、その領海にはナトゥナ諸島北部沿いの排他的経済水域も含まれている³²。

一方、中国側は、裁判所の判断の承認も受け入れも拒否している。しかし、その反応は抑制されており、軍事演習（イキ）、民間航空機の派遣、国内のナショナリズム感情を増幅させるのではなく、むしろ鎮めるような計算されたレトリックの使用にとどまった³³。判断発表の直後、インドネシア外務省も「すべての関係国に、自制を働かせ、緊張を助長しかねない行動を控えるとともに、特に平和と安定への脅威となりうる軍事活動から東南アジア地域を保護し、1982年 UNCLOS を含む国際法を尊重するよう [求める]」声明を発表した³⁴。論争の政治的解決の可

Defence Weekly (29 April 2015).

³¹ 次を参照。“PCA Case No. 2013-9 in the Matter of the South China Sea Arbitration,” (12 July 2016), available at <https://pca-cpa.org/wp-content/uploads/sites/175/2016/07/PH-CN-20160712-Award.pdf>. Accessed on 15 July 2017.

³² 次を参照。“New Map Reasserts Sovereignty over Natuna,” *The Jakarta Post* (15 July 2017).

³³ 次を参照。Bill Hayton, “South China Sea Ruling Rejects Beijing’s Claims,” *Jane’s Intelligence Review* (1 August 2016).

³⁴ この声明の全文については次を参照。“Indonesia Serukan Semua Pihak untuk Menghormati Hukum Internasional Termasuk UNCLOS 1982,” Ministry of Foreign Affairs Press Release (12 July 2016). Available at <http://www.kemlu.go.id/id/berita/Pages/Indonesia-Serukan-Semua-Pihak-untuk-Menghormati-Hukum-Internasional-Termasuk-UNCLOS-1982.aspx>. Accessed on 15 July 2017.

能性は残っているが、地域が直面する問いは依然として、今後、中国が裁判所の判断に積極的に違反するのか、あるいは暗黙のうちに従うのかという点にある。

中国とASEANの権利主張国との間の緊張が再燃する可能性があるなかで、インドネシア政府当局は、南シナ海に近い国境域での「戦略的奇襲」を予測するための防衛策も検討している。過去にナトゥナ海域で中国の沿岸警備隊がインドネシアの違法漁民取り締まりを妨害する事件が起きていただけに、インドネシアの防衛当局は危機感を持っていた。クアテロン礁とファイアリークロス礁で埋立工事が進行中の現在、インドネシア海軍は、将来、同様の漁業船団と巡視艇の衝突がさらに頻発するのではないかと警戒を強めている。

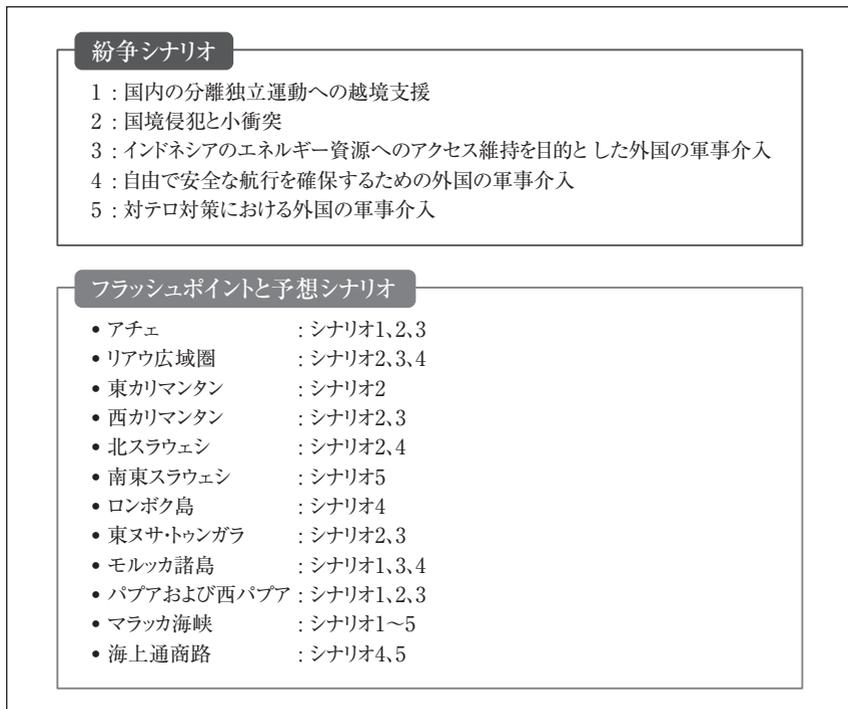
この国境に関する懸念は、インドネシア軍が2010年に「最小必須戦力(MEF)」計画の一部として発表した「フラッシュポイントに基づく防衛」という新しい概念を支える根拠の一つである。この概念は、インドネシアの戦力開発の方向性を、実際の脅威に対処するのに必要な最小能力を獲得する目的で質的かつ量的に転換するだけでなく、潜在的紛争地域に徐々に戦力を配置することによって地理的にも転換するものである³⁵。図1に示すように、リアウ、リアウ諸島、東・西カリマンタン、および北スラウェシの各州は、マレーシアおよびフィリピンとの国境だけでなく、南シナ海にも近接している。

近年、インドネシアの軍計画当局は、望ましくない事態の深刻化による潜在的な影響を軽減するため、「低強度の均衡化」措置の再調整を始めている。既存の防衛計画には、部隊の再配置と、ナトゥナ諸島周辺の「前方作戦基地」の強化が含まれる。兵器調達に関しては、インドネシア防衛当局は水陸両用攻撃艇、補給艦、空中早期警戒・給油システムの選択的な調達により、軍事兵站能力の近代化も図っている。その狙いは、遠隔のフラッシュポイントにおける迅速な軍事展開と持続的な海上作戦を可能にすることにある。

係争下にある南シナ海における緊張の高まりを踏まえ、インドネシア軍は定期軍事演習をより複合的な形で行うようになっている。海軍は2016年6月9日から

³⁵ 次を参照。The Ministry of Defense, *Minimum Essential Force* (Jakarta: 2009).

図1 インドネシアのフラッシュポイントと紛争シナリオ



出典：The Ministry of Defense, *Minimum Essential Forces* (Jakarta: 2010), pp. 27-38より編集

20日までの12日間、水上戦闘艦5隻、補助支援艇1隻、海上哨戒機1機を派遣して、水上戦訓練、護衛活動、搜索救助活動などの海上演習を行った³⁶。海軍訓練は年1回実施されるが、ナトゥナ諸島で実施されたのは2012年以来であった。

最近の海軍訓練に加え、インドネシア空軍は2016年10月6日に年次実戦演習を実施した。この演習は当初スマトラ島東方のブリトゥン島で予定されていたが、理由は公表されないままナトゥナ海域に場所が移された。演習では、ジェット戦闘機、輸送機、汎用ヘリコプター、特殊部隊を展開し、空爆と、占拠され

³⁶ 次を参照。“Indonesia Conducts Major Naval Drills in South China Sea,” *Jane’s Defence Weekly* (15 June 2016).

た大ナトゥナ島の滑走路の奪還作戦のシミュレーションを行った。同月後半には、インドネシア陸軍も大ナトゥナ島で地上演習を実施した³⁷。2016年に実施された軍事演習を全体として見れば、インドネシア政府が同国最北の海上国境沿いで中国の強硬姿勢の高まりに懸念を強めていることが表れている。

結論

地域内外の大国にとっての南シナ海の戦略的意義を考えれば、南シナ海問題におけるインドネシアのリーダーシップ、立場および政策は、東アジアの地域安全保障アーキテクチャに重大な影響を与える可能性がある。様々な地域内の不安定要素があるなかで、ヘッジ戦略は係争中の海域に関するインドネシアの戦略的思考にますます浸透している。ナトゥナ海域におけるインドネシアの前方海上プレゼンスは、地域内パートナー国との各種の海軍協力を通じた「防衛外交」のための貴重な資産である。このように、軍隊はインドネシアの広い意味での外交政策の重要な一手段となるのである。

³⁷ 次を参照。“Indonesia to Conduct Largest-ever Military Exercises in South China Sea, *Jane's Defence Weekly* (5 October 2016).

